

令和4年10月31日（月曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太 田 佳 祐 君	2 番	廣 瀬 隆 博 君
3 番	乾 豊 君	4 番	若 山 隆 史 君
5 番	藤 埴 理 君	6 番	江 上 聖 司 君
7 番	中 村 ひとみ 君	8 番	安 田 功 君
9 番	角 田 寛 君	10 番	木 村 千 秋 君
11 番	後 藤 省 治 君	12 番	富 田 栄 次 君
13 番	栗 田 利 朗 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	片 岡 兼 男 君
総 務 課 長	藤 塚 康 孝 君	企画調整課長	小 川 裕 司 君
税 務 課 長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建 設 課 長	多 賀 靖 君	都市計画課長	小 森 俊 宏 君
産 業 課 長	小 竹 武 志 君	上下水道課長	藤 江 和 明 君
会計管理者兼 会 計 課 長	北 村 嘉 彦 君	消 防 主 任	廣 瀬 太佳夫 君
教 育 長	和 田 満 君	学校教育課長	藤 塚 正 博 君
生涯学習課長	川 瀬 桂一郎 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	青 木 隆 一	書 記	石 川 敦 詞
書 記	小 藪 友 香		

4 議事日程

- 日程第1 議第74号 垂井町デイサービスセンターストレッチャー用介護浴槽等の取得について
- 日程第2 議第75号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第3 議第76号 令和4年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議第77号 令和4年度垂井町水道事業会計補正予算（第3号）

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時00分 開会

○議長（富田栄次君） おはようございます。

これより令和 4 年第 5 回垂井町議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、お願いがございます。

感染症の予防に取り組むため、今臨時会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。御理解を賜りますようお願いいたします。

また、傍聴される皆様におかれましても、マスクの着用を含むせきエチケットなどの御協力をお願いいたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日 1 日といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定しました。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、3 番 乾豊君、5 番 藤埴理君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

しばらく休憩いたします。

午前 9 時01分 休憩

午前 9 時26分 再開

○議長（富田栄次君） 再開いたします。

日程第 1 議第74号 垂井町デイサービスセンターストレッチャー用介護浴槽等の取得について

○議長（富田栄次君） 日程第 1、議第74号 垂井町デイサービスセンターストレッチャー用介護浴槽等の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第74号 垂井町デイサービスセンターストレッチャー用介護浴槽等の取得につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

デイサービスセンターストレッチャー用介護浴槽等を取得するに当たり、過日指名競争入札に付しましたところ、大垣市本今 5 丁目128番地、株式会社ナイスワーク大垣営業所所長 佐竹良介が落札いたしましたので、この者と819万2,437円で契約を締結するため、地方自治法第96条第 1 項第 8 号及び垂井町議決条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでござい

ます。

細部につきましては、総務課長並びに健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

○総務課長（藤塚康孝君） ただいま上程されました議第74号 垂井町デイサービスセンターストレッチャー用介護浴槽等の取得につきまして、私からは契約に係ります補足説明をさせていただきます。

議案書並びに入札結果表につきましても御覧いただきたいと思います。

本契約につきましては、県内に本店・支店がございます5者によりまして、去る10月13日に指名競争入札を執行いたしました。結果でございますとおり、第1回目の入札で予定価格に達しました株式会社ナイスワーク大垣営業所が744万7,670円で落札いたしましたところでございます。

議案書にもございますとおり、消費税を含めまして819万2,437円で、岐阜県大垣市本今5丁目128番地、株式会社ナイスワーク大垣営業所所長 佐竹良介と物件供給契約の締結に当たりまして、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、本物件の納入期限につきましては、令和5年3月31日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 健康福祉課長 酒井明美君。

○健康福祉課長（酒井明美君） 私からは、取得いたします物件の仕様について御説明をさせていただきます。

ストレッチャー用介護浴槽は、主に寝たきりの方や座位が保持できない方など身体的機能の低下が著しい方を対象とした浴槽であり、昨年は年間延べ1,360名余りの方に御利用をいただきました。

現在、垂井町デイサービスセンターにおいて使用しておりますストレッチャー用介護浴槽は、平成17年に取得し、17年が経過しております。老朽化に伴い、浴槽本体からの水漏れに加え、温度調節機能などに不具合が生じており、利用者の安全面を考慮し更新をお願いするものでございます。

新規に取得いたします浴槽につきましては、浴槽タンクへの給湯時などお湯が一定温度以上の高温となった場合、自動で給湯を停止するなど安全機能に優れ、塩素殺菌システムにより浴槽水や浴槽本体の殺菌が行われるなど、衛生面にも配慮された製品となっております。

また、ストレッチャーの側面中央がスライドするため、介護者が浴槽に近づきやすく、腰をかがめず無理のない姿勢での入浴介助が可能となるなど、介護職員にとりましても使いやすく、負担の少ない仕様となっております。

以上、取得いたします物件の補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしく

お願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第74号 垂井町デイサービスセンターストレッチャー用介護浴槽等の取得については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議第75号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第6号）

○議長（富田栄次君） 日程第2、議第75号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第75号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1億9,930万8,000円を追加し、予算総額を104億9,537万1,000円といたすものでございます。補正いたしますものにつきましては、電力・ガス・食料品などの物価高騰に対する緊急対策事業に係ります経費につきまして、予算措置を行った次第でございます。

民生費では、社会福祉費におきまして、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業に係ります経費につきまして増額の措置を行いました。

次に、児童福祉費におきましては、子育て世帯負担軽減給付金給付事業に係ります経費につきまして増額の措置を行ったところでございます。

衛生費では、水道料金の基本料金減免事業に係ります経費につきまして増額の措置を行いました。

なお、財源につきましては、国庫支出金、県支出金及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

以上、細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

〔総務課長 藤塚康孝君登壇〕

○総務課長（藤塚康孝君） ただいま上程されました議第75号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第6号）につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,930万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億9,537万1,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書6ページの歳出から説明をさせていただきます。

款3民生費、項1社会福祉費、目17電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費におきましては、物価高騰により、特に家計への影響が大きい方々の生活を支援する観点から、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり5万円を給付する事業でございます。

事務費といたしましては、職員手当等25万5,000円、需用費44万4,000円、申請書等の郵送料、振込手数料の役務費156万9,000円、システムの運用支援業務及び労働者派遣業務の委託料342万1,000円、事業費といたしましては、給付金として負担金、補助及び交付金1億1,250万円、それぞれ増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、全額国庫支出金が交付される見込みとなっております。

次に、項2児童福祉費、目13子育て世帯負担軽減給付金給付事業費におきましては、物価高騰などにより子育て世帯への負担増が懸念される中、将来を担う子供の養育に係る経済的な負担の軽減を図るため、18歳までの子供を養育する子育て世帯のうち、主たる生計者の所得水準が一定以下の世帯に対し、1世帯当たり1万5,000円を給付する事業でございます。

事務費といたしましては、職員手当等12万円、需用費13万5,000円、申請書等の郵送料、振込手数料の役務費92万6,000円、システムの運用支援業務の委託料302万8,000円、事業費といたしましては、給付金として負担金、補助及び交付金3,330万円、それぞれ増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、全額県支出金が交付される見込みとなっております。

次に、7ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費におきましては、現在、町民の皆様や事業者の皆様の経済的負担を軽減するため、本年7月検針分から4か月間水道基本料金の免除を実施しておりますが、昨今の物価高騰の影響によりさらに負担が増加していることから、当該事業を来年2月検針分までの4か月間延長するため、水道事業会計の減収補填分として負担金、補助及び交付金3,817万円の増額、また簡易水道特別会計の減収負担分として繰出金544万円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。

財源につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

続きまして、5ページの歳入を説明させていただきます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,241万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目2民生費国庫補助金におきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金1億1,250万円及び事務費補助金568万9,000円、合計1億1,818万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款15県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金におきましては、子育て世帯負担軽減給付金給付事業費補助金3,330万円及び事務費補助金420万9,000円、合計3,750万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金におきましては、収支の均衡を図るため119万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、8ページからは給与費明細書を添付させていただいておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

4番 若山隆史君。

○4番（若山隆史君） お尋ねします。

歳出の7ページでございますけれども、水道料金の基本料金、これを4か月延伸していただけるということで、大変一般家庭においてはありがたい話だと思っておりますけれども、ここで国庫支出金が100%ではなしに、一般財源も充当しているということで、何がしかのコロナ交付金に関して、補助率があつたのかどうなのか。過去にその説明がなされておれば誠に申し訳ないんですけれども、もう一度そこら辺を教えていただきたいと思います。一般財源を119万2,000円を充当したということに対しての質問をさせていただきます。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

○総務課長（藤塚康孝君） ただいまの御質問でございますけれども、町内全ての世帯、事業所に水道料金の免除をさせていただくということになっておりますけれども、国の交付金におきましては、公共施設に係る水道料金の基本料金は駄目ですということで、それを除かなければなりませんので、それを繰越金で対応させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第75号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第6号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第76号 令和4年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

○議長（富田栄次君） 日程第3、議第76号 令和4年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第76号 令和4年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、予算総額の変更はなく、歳入予算内でのみ補正をいたすものでございます。

補正いたしますものは、電力・ガス・食料品などの物価高騰に対する緊急対策として実施をいたします水道料金の基本料金減免事業に係ります水道使用量の減額措置を行いました。

また、この歳入予算の減額に伴いまして、一般会計繰入金の増額措置を行ったところでございます。

以上、細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 上下水道課長 藤江和明君。

○上下水道課長（藤江和明君） ただいま上程されました議第76号 令和4年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、現在、町民の皆様や事業者の皆様の経済的負担を軽減するため、本年の7月検針分から4か月間、水道基本料金の免除を実施しておりますが、昨今の物価高騰の影響により、さらに負担が増していることから、当該事業を来年2月検針分まで4か月間延長するため、歳入の補正措置をするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書 3 ページを御覧ください。

款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 水道使用料、節 1 水道使用料につきましては、簡易水道使用者の見込み約 1,350 件の 11 月から来年 2 月検針分までの延長 4 か月分の水道基本料金免除額 544 万円の減額補正をお願いするものでございます。

また、款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 1 一般会計繰入金におきまして、水道基本料金免除による減収補填分として 544 万円を一般会計より繰り入れる増額補正をお願いするものでございます。

今回の補正におきましては、水道基本料金免除減収分を一般会計より繰入れ措置をいたしますので、歳入歳出予算の総額において増減はございません。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第 76 号 令和 4 年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議第 77 号 令和 4 年度垂井町水道事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（富田栄次君） 日程第 4、議第 77 号 令和 4 年度垂井町水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第 77 号 令和 4 年度垂井町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、令和４年度垂井町水道事業会計予算第３条の収益的収入内のみにおきまして補正をするものでございます。

補正いたしますものは、電力・ガス・食料品などの物価高騰に対する緊急対策として実施いたします水道料金の基本料金減免事業に係ります水道料金の減額措置を行ったところでございます。

また、この収益的収入の減額に伴いまして、他会計負担金の増額措置を併せて行いました。

以上、細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 上下水道課長 藤江和明君。

○上下水道課長（藤江和明君） ただいま上程されました議第77号 令和４年度垂井町水道事業会計補正予算（第３号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、先ほどの垂井町簡易水道特別会計の補正予算と同様に、現在、町民の皆様や事業者の皆様の経済的負担を軽減するため、本年の７月検針分から４か月間水道基本料金の免除を実施しておりますが、昨今の物価高騰の影響により、さらに負担が増していることから、当該事業を来年２月検針分まで４か月間延長するため、令和４年度垂井町水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入の予定額について補正措置をするものでございます。

それでは、補正予算実施計画明細書の１ページを御覧ください。

款１水道事業収益、項１営業収益、目１給水収益、節１水道料金につきましては、水道使用者の見込み約9,200件の11月分から来年２月検針分までの延長４か月分の水道基本料金免除額3,817万円の減額補正をお願いするものでございます。

また、款１水道事業収益、項２営業外収益、目３他会計負担金、節１他会計負担金におきまして、水道基本料金免除による減収補填分として3,817万円を一般会計より負担金として受け入れる増額補正をお願いするものでございます。

今回の補正におきましては、水道基本料金免除減収分を一般会計より負担金として受入れ措置をいたしますので、令和４年度垂井町水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額において、増減はございません。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第77号 令和4年度垂井町水道事業会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって令和4年第5回垂井町議会臨時会を閉会いたします。

午前9時54分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 富 田 栄 次

会議録署名議員 乾 豊

会議録署名議員 藤 埴 理